

本たよりNo.71は都内入所社会福祉施設宛発行しています。非該当施設に送付された場合はごめんなさい。

東社協福祉施設経営相談室だよりNo.71 平成20年10月16日

TEL03-3268-7170 本相談室へのご相談には下記メール

keiei-soudan@tcsw.tvac.or.jp をご利用ください。

被保護者、児童扶養手当受給者、特別児童扶養手当受給者は 共同住宅扱い適用であれば水道料金が免除されます。

ご承知のように在宅の被保護者、老齢福祉年金受給者、特別児童扶養手当受給者等に対して、東京都給水条例第30条により水道料金・下水道料金が免除される制度（以下「免除制度」という。）がありますが、社会福祉施設減免の適用を受けている社会福祉施設の利用者の場合は、免除制度が非適用となっています。

平成20年9月30日付、東社協福第777号にてお知らせした共同住宅扱いと免除制度の適用関係について、ご照会がありましたので、下記により、情報提供いたしますので、よろしくご査収ください。

記

1 水道料金・下水道料金の免除を受けられる方

①生活扶助を受けている方②住宅扶助を受けている方③教育扶助を受けている方④医療扶助を受けている方⑤介護扶助を受けている方⑥中国残留邦人等の支援給付を受けている方⑦児童扶養手当を受けている方⑧特別児童扶養手当を受けている方⑨老齢福祉年金を受けている方（旧国民年金法によるみどり色の手帳の国民年金証書。⑨は下水道料金のみ免除）

2 社会福祉施設減免と免除制度の関係

水道料金・下水道料金の免除申請者名が、水道使用者名（給水契約を締結している者）と異なるときは、免除制度は非適用とされています。入所社会福祉施設における水道使用者は、共同住宅扱いの適用を受けていない場合は、社会福祉施設の長であり、利用者ではないことから、社会福祉施設減免の適用は受けられますが、水道料金・下水道料金の免除資格該当者であっても免除制度は非適用となります。

3 共同住宅扱いと免除制度の関係

共同住宅扱いの適用を受けている場合は、管理者と併せて利用者記入欄が免除申請書にあることから共同住宅扱い適用申請書に届け出ている利用者であって、免除対象該当者であれば別途、免除制度の申請をすることにより、水道料金・下水道料金が免除となります。

4 免除額

免除となる水道料金は、基本料金と1か月あたり10㎡までの従量料金の合計額。下水道料金は区市町村により異なります。

5 添付資料

①水道料金・下水道料金の免除制度について

②水道料金・下水道料金免除申請書

(* 本No.71とともに東社協H・P経営相談に掲載しています)

6 共同住宅扱いQ&A(東社協福第777号通知を受けての施設からの照会から)

Q1 現在、定員割れがあるが、定員分申請するのか。

A 利用者名を記入するので、実在する利用者名のみを申請書に記入申請し、実際に追加入所があった時に追加申請することになります。なお、管理人及び入居者が変わる場合は事前に営業所への変更届の提出が求められています。また、免除制度対象者の資格がなくなった場合も同様とされています。(経営相談室)

Q2 デイがある場合で共同住宅扱いの適用要件を満たすために、入浴、洗面、トイレ関係のメータ区分をしようと思うが、調理(厨房)関係はデイと入所利用者分と一緒に調理するので、メータ区分(蛇口を別設置)しても区分したことにならない。どうするのか？

A 確かに、そのとおり。なんとしても共同住宅扱いの実現のために、以下の具体策が例として考えられます。いかがでしょうか。

①デイのみ昼食は仕出し弁当(外注)とすることにより、デイに係る厨房の水道の利用実績を0とする。

②デイ単独の調理室を設置し、メータ区分を可能とする。(経営相談室)

Q3 メータ区分工事を行う場合は、事前に水道局(又は市町所管課)との協議が必要か？

A まず、水道工事指定業者に工事目的を伝え、工事見積もりを要請し、その工事内容で区分したことになるかどうか(非居住性の分離がOKかどうか)を施設と水道工事指定業者が水道局(又は市町所管課)の助言を得て、3者で確認することが必要です。その上で、工事の発注となります。(経営相談室)

以上

水道料金・下水道料金の免除制度について

下表に該当する方は、水道料金は基本料金と1か月あたり10m³までの従量料金の合計額が免除されます。下水道料金は市町により取扱いが異なります。

免除を受けられる方	申 請 手 続
生活扶助を受けている方 (生活保護法による)	取扱水道担当部署で申請される方 保護開始決定通知書・印鑑をご持参ください。 お客さま番号のわかるもの(検針票または領収証書等)がある方は、併せてご持参ください。 郵送により申請される方 市町福祉担当部署で受給確認印を受けた申請書、若しくは申請書(住所氏名等必要項目を記入)と保護開始決定通知書(写し)を同封のうえ、郵送してください。
住宅扶助を受けている方 (生活保護法による)	
教育扶助を受けている方 (生活保護法による)	
医療扶助を受けている方 (生活保護法による)	
介護扶助を受けている方 (生活保護法による)	
支援給付(生活、住宅、医療、介護)を受けている方 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による)	
児童扶養手当を受けている方 (児童扶養手当法による)	取扱水道担当部署で申請される方 保護開始決定通知書・印鑑をご持参ください。 お客さま番号のわかるもの(検針票または領収証書等)がある方は、併せてご持参ください。 郵送により申請される方 市町福祉担当部署で受給確認印を受けた申請書、若しくは申請書(住所氏名等必要項目を記入)と受給証書(写し)を同封のうえ、郵送してください。
特別児童扶養手当を受けている方 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律による)	
老齢福祉年金を受けている方 (旧国民年金法による)	

- * 免除額は、消費税相当額を含む額です。
- * 老齢福祉年金を受けている方は、下水道料金のみ免除となります。

申請を受け付けた日の属する月分から適用されます。
 対象の手当等を受給しているだけでは免除は適用されません。取扱水道担当部署への申請が必要です。
 申請者名が、水道使用者名(給水契約を結んでいる方)と異なるときは適用できません。
 ただし、給水条例に基づく「共同住宅扱い」の場合は、「共同住宅扱い適用申請書」にお届けのあるお客さまが、対象となります。
 原則として、専ら居住用として使用する水道を対象とします。
 上表の受給資格がなくなった場合は、取扱水道担当部署へ必ずご連絡ください。
 なお、料金の免除適用期間中は、継続適用の確認として、取扱水道担当部署が必要に応じて市町もしくは東京都福祉担当部署に受給資格の調査確認をさせていただきます。

水道料金・下水道料金免除申請書 (基本料金等免除申請書)

受付者	承認者	決裁者

年 月 日 申請

太線の中のみご記入ください。

太線の中のみご記入ください。

申請者	住所 〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 市・町 丁目 番 号 棟 室 荘 アパート 電話番号 ()	受けている扶助等の種類 (印で囲んでください。)
	氏名 フリガナ _____ 印	ア 生活扶助 カ 児童扶養手当 イ 住宅扶助 キ 特別児童扶養手当 ウ 教育扶助 ク 老齢福祉年金 エ 医療扶助 ケ 支援給付 オ 介護扶助 (生活・住宅・医療・介護)
	管理人の氏名 (共同住宅に入居している方だけ記入してください。)	

市町福祉担当部署の確認欄	
受給証書記号番号 ()	年 月 日
上記の申請者は、上記の受けている扶助等の受給者であることを確認する。	
確認事業所	<input type="text"/>

取扱水道部署確認欄	
受給証書記号番号 ()	
免除証書交付	年 月 日

受けている扶助等の受給資格がなくなった場合は、直ちにその旨を届けます。
また、免除適用期間中、市・町の水道部(課)または東京都水道局が行う受給資格の調査確認に対し、市町もしくは東京都福祉担当部署が回答することに同意します。